

第3回滋賀県子ども若者審議会 社会的養護検討部会 概要

1 開催日時・場所

令和元年 11 月 12 日（火） 13 時 30 分～15 時 30 分

大津合同庁舎 7 D 会議室

2 出席委員（五十音順、敬称略）

宇田達夫、大久保和久、小寺恵正、佐藤哲也、中川泰彦、野田正人、淵元純子、山本朝美

3 議題

- (1) 滋賀県児童虐待防止計画（素案）について 資料 1 資料 2
- (2) その他

（事務局） 滋賀県子ども若者審議会規則第5条第7項において準用する第4条第3項の規定により、委員の過半数の出席があることから、本部会は成立していることを報告。

（事務局） 資料 1 および 資料 2 により滋賀県児童虐待防止計画（素案）について説明。

（委員）平成30年度児童虐待相談対応件数の年齢構成別内訳を見ると、小学生以上が6割以上を占めている。中学生・高校生といった高年齢児へのケアは大変で、児童養護施設や里親におけるケアが困難を極めていることが現実。児童自立支援施設や心理治療施設も含め、高年齢児へのケアも重要である。

（委員）虐待種別の内訳が記載されているが、その要因を把握しなければ有効な対策がとれないと思うので、分析が必要ではないか。

（事務局）課題としては認識しているが、統計までは把握できていないのが実情である。個別にはケースごとに児相で把握したうえでケース対応している。

（部会長）要因はケースによりさまざまであるため、統計として適切に把握できるかは悩ましいところである。個々の対応は大事だが、全体として把握することも今後の課題である。

（委員）一度、実家庭に復帰して、再度代替養育にかかったようなケースの件数についても、

把握する必要があるのではないか。

(部会長) 再発はハイリスクの場合が多く、長期的なスパンの中では、再発防止を踏まえて取り組んでいく必要があるのではないか。死亡事例を見ても、一旦分離して亡くなるケースもあるので、どこまでを再発と定義するかという問題もあるが、リスク管理の観点からも把握できるとよい。検討いただきたい。

(部会長) 基本理念について、児童福祉法の立て付けからいえば、3の「子どもの人権と最善の利益を尊重する社会」が最初にくるのではないかと。虐待を起ささないという表現だと監視社会の印象を受ける。虐待を見落とさないことが大事である。また、安全・安心に暮らせるだけでなく、子どもの自立を見据えた取り組みが必要である。将来を見通した、自立を見据えた社会を目指すことを表現として見せればよいのではないかと。各論では高齢児童まで視野に入れて考えてほしい。

(委員) 国の政策を踏まえ、乳幼児について多く取り組みが書かれているが、国は0歳児に注目しており、0歳児への支援についても記載いただきたい。母子手帳の交付率や健診の受診率を把握しておく、漏れている場合の強化につながるのではないかと。

中高生への啓発を継続してもらいたい、実際に現場では退学者が増えていることを考えると、義務教育中での教育も検討してはいいのではないかと。

(委員) 基本理念の目指す社会の書きぶりについて、虐待を起さなければよいというわけではない。

数値目標に設定されている「児童養護施設等で暮らす子どもたちの安心感・満足度」について、社会的養護にかかる子どもは来たい場所に来ているわけではないので、満足度を算定するのが難しいのではないかと。

(委員) 障害施設入所児童の被虐待児童は3年前と比べると同数であるが、性的な問題が増えてくるのではないかと考えており、性教育の強化が必要と考えている。

(委員) 母子健康包括支援センターと子育て世代包括支援センターは同一のものだが、一般の人にはわかりにくい。書きぶりを統一するなど工夫をお願いしたい。

(委員) ショートステイとトワイライトステイの充実について、淡海子ども・若者プラン(社会的養護検討部会報告書)には記載があるが、今回の虐待防止計画に記載されていない部分がある。計画がプランの実施計画であるという位置づけを考えると、網羅的にさらには一歩踏み込んで記載する必要があるのではないかと。

(事務局) 社会的養護検討部会報告書では、国の制度改革を引き続き要望していくという記載であったが、今回の概算要求で制度改革が実現されることとされたため、記載を削除したところである。

(部会長) 淡海子ども・若者プランと本計画との整合について説明をお願いしたい。

(事務局) 淡海子ども・若者プランに記載していることは、本計画にも記載している。実施計画ということも踏まえ、さらに具体的な取り組みについてより詳しく記載している。

(委員) ショートステイについては、既存の施設を利用する前提となっているが、地域の中でショートステイ中にも学校に通えるような仕組みが必要であると思う。

(事務局) 国の制度改革で市町から里親に対して直接ショートステイの委託が可能とされる予定である。

(委員) 27 ページの切れ目のない支援のところには他府県との連携も入れてほしい。滋賀県は他府県から転入してくる方が多い。

(事務局) 切れ目のない支援のところでは保護解除児童についての記載をしており、転入転出ケースについては、転入転出に伴う情報提供のルールのところ記載している。

(委員) 転出後のフォローは児童相談所の体制的にも現実的に厳しいものがあるのではないか。

(事務局) 県外であっても転出先の児童相談所を訪問し、書類ではわからない部分を口頭で説明している。国の通知に基づき、丁寧な引き継ぎを行っている。引き続き現状の体制で実施していく。

(部会長) 児童相談所で関わっているケースは事務局の説明のとおり。厚生労働省の通知では市町の場合も口頭での引き継ぎを求めているが、市町がそこまでするのは困難であるというのが委員の思いであろう。市町向け虐待対応マニュアルは改正済みか。

(事務局) 現在、改正作業中である。

(委員) 児童相談所の里親支援児童福祉司の専任化をお願いしているが、なかなか実現でき

ていない。全国的にも里親担当者が兼務しているのは10都道府県（市含む）しかない。専任化は実施していただきたい。

民間あっせん機関との連携については、国に聞いても進んでいないという回答で、あっせん機関によって料金や記録の程度もまちまちというのが現状である。一刻も早く制度の実現をお願いしたい。

大学進学支度費の支給について、文部科学省からは里親に対して「卒業まで面倒見てあげて」という要請がされている。その一方で厚生労働省の制度では20歳までとされており、それ以降は里親の自腹となっている。県単独でも20歳以降の支援をお願いしたい。

（事務局）県の事業として、自立支援事業を実施し、生活費等の支援をしているところである。

（委員）未然防止のための出前講座による啓発は高校だけではなく、中学も含むべきで、望まない妊娠を避けるよう、性に関する教育を盛り込むとよいのではないか。

子育てのための相談窓口による支援について、助産師会では県からの子育て女性健康事業の委託を受けて、電話相談を実施しているので、計画に盛り込んでいただければと思う。

健やか親子21では、産後うつの指標や切れ目のない支援などが記載されているので参考にいただければと思う。

（委員）望まない妊娠から出産に至ったケースについては、家庭的養育推進の原則の観点から新生児を里親に委託するという記載を入れてほしい。

（委員）一時保護時のアセスメントやの警察との連携等について、国の指針も参考に具体的な記載をしていただきたい。そうしたことを明記してもらえると、市町等も取り組みやすくなるのではないか。

（部会長）厚生労働省から具体的な指針が出てきている。市町のマニュアルを改定中なので、盛り込んでいただければと思う。

（委員）子ども家庭相談センター業務の外部委託の可能性とは、具体的にはどのようなもの。

（事務局）通告後の安全確認や再発防止等についての委託が考えられる。他府県での事例を踏まえて検討したいと考えている。

（委員）家庭復帰のプログラムの外部委託は大阪等で実際に導入されている。要対協のメンバーなど事務の委任を受けた者であれば、通告後の安全確認ができるのではないか。

(委員) 滋賀県は指導委託を実施していないが、それも可能ではないかと思う。

(委員) OJT による実務の習得について、新人職員が現場に来て、子どもや親と触れることを記載するべきではないか。

(委員) 児童福祉司の業務の中で、子どもと実際に面談する時間は限られており、アセスメントの評価などに時間を要している。

(事務局) 想定としては、採用から1年間は先輩職員について師事する形態を考えている。

(部会長) 一般企業でもメンター制度が導入されている。そうしたメンタルケア等のところに目を向けているのであれば、これはこれでよいとして、加えて、委員が指摘した専門性の向上を追記してもよいかもしれない。

(委員) 保育所や子ども園との連携も明記してはどうか。把握できていないケースを保育士が把握することもある。

(委員) 30 ページの送致に関する記載の部分は、市町と児童相談所が何度もやりとりするように書かれているが、押し付け合いのように見えてしまうのではないか。表現について検討をお願いしたい。

(事務局) 資料2、参考資料1に基づき、数値目標について説明。

(委員) 児童養護施設等および里親等のもとで暮らす子どもの進学率および就職率について、進学率と就職率の内訳はどうなっているのか。

(委員) 指標の文言について、わかりやすい表現を検討されたい。一時保護専用施設が1箇所とあるがどこのことか。

(事務局) 現状では大津市内の施設で設置していただいている。目標の4箇所というのは、各施設からのヒアリングを踏まえ設定したものである。

(委員) 「一時保護専用施設」という記載だと一時保護所を独立させるかのように見える。表現を検討されたい。

(委員) 保護者が里親委託に反対しているのが一番多いが子どもの利益を最優先するという児童福祉法の理念を保護者に説明してできるだけ里親委託にもって行っていただきたい。

(委員) 見ていると親の意見が大きく反映されているように思われる。

(委員) 児童福祉司は里親委託優先原則を念頭に置いたうえでケースワークにあたっていただきたい。また、虐待を受けた子どもは専門里親が受けるという制度となっている。専門里親を増やすということを明記していただきたい。